

第4期東海村障がい者総合支援協議会

令和元年度第4回全体会 会議録

記録者：志賀 亮成

- 日時： 令和2年3月31日（火）17時から18時20分まで
場所： なごみ東海村総合支援センター 活動室
出席者： 浅野由吏，鈴木正人，大串昌弘，中村朋子，中村正和，
（委員） 鈴木芳江，仲澤由絵，有阪加奈子，根本和子，松永外美，
松永順，大貫 操，坂下由子，澤畠京子，星正城，有賀絵理，
蛭田良一，益子篤 （18名）＊順不同，敬称略
- （事務局） 萩谷浩康 副村長，伊藤広頭 課長，佐々木恵子 課長補佐，
小池正人 係長，富岡久美子 係長，石橋昌子 係長，
志賀亮成 主任精神保健福祉士，宮本志保 主任，
平野 蛸里 主事補，長谷川紀子 精神保健福祉士 （9名）

1 開 会（17：00）

2 副村長説明

副 村 長：皆様こんばんは。年度末の3月31日という本当に大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、現在新型コロナウイルスの関係で村の方も対策しておりますけれど、皆様におかれましても、各職場等で大変ご苦労されているものと思っております。東京は、本日一番多い感染者が出たということですし、また、千葉県の方では障害者施設の方で感染者が出ているということで、皆様方も非常に心配されているのではないかと思います。そういった中で、こういう形で非常に密集したような状況の中で会議をするというのは避けるという風にはされているのですが、やはり廃止事業に関しては、そういう状況ではないので、こういう形で会議を持っていただくことになってしまいました。その点についてはお詫び申し上げたいと思います。随時、部屋の中を喚起したりしながら会議を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、前回の協議会以降の村の動きですが、3月の26日に議会で議案審議がありまして、議案審議において来年度の予算については賛成多数ということで可決されました。結論から言いますと、廃止を予定していた事業については、新年度は予算がついていない

ということになりました。前回の協議会では、何とか今後どのように進めていくか、そこを考えてください、というような話だったかと思いますが。いずれにしても、予算がないので、これまで実施してきた事業については、新年度早々から実施するのは非常に難しい状況であります。そういった中で、村としても、新たな事業を皆様とともに早急に考えていきたいと考えておりますが、議会というのは6月、9月、12月、3月とありますが、早い段階でその事業を立案して補正予算で対応できればと考えております。今回、皆様からご指摘されたのは、皆様のご意見を聞かなかっただろう、というところがありましたので、そこは村としても真摯に反省しまして、これはお願いですけれども、新しい事業を立案するにあたって、協議会の委員の皆様で、策定部会・専門部会を作ってください、村の職員と一緒にこういったものが本当に必要とされる支援制度なのかということ、早急に来月から始めていただければと思います。早い段階で新しい次の事業を、補正予算にあげて早急に実施していければと考えております。前回に対する100%の答えになっておりませんが、そういうところで考えております。以上でございます。

3 協 議

会 長：只今、副村長からご説明いただいたが、確認事項や質問事項、ご意見等について挙手をお願いしたい。

委 員 A：6月議会に向けて新しい何かしらを作っていくという話があったが、4月・5月で、たとえば協議会を開いて6月の議会にあげたときに、いつからそれが施行される形になるのか。

副 村 長：6月議会に出すためには、かなり厳しい状況はあると思うが、それが出来ないことではない。しかし、恐らく何らかの補助金要綱ですとかそういう制度を作ることになると思うが、施行期日をいつにするかという問題なので、議決後すぐに、例えば7月に要綱を作れば、それは出来ると思う。それが6月議会になるのか9月議会になるのかというのは、現時点では何とも言えないが、できるだけ早く進められればと思う。

会 長：今の回答でよろしいか。

委 員 A：はい。

会 長：9つの事業が廃止になった。大急ぎで作るとなれば、焼き直しのような

感じの感覚をもっている。例えば、6月議会に大事だというものを1事業・2事業だけ先に挙げて、次はこの事業、というように順番をつけて9月・12月議会に持っていくことは可能か。

副 村 長：事業の作り方だと思うので、廃止事業9つを、そのままの形で作るかどうかというのは、話し合いの中で、どのような結論になるかだ。ただ、見せ方として、廃止した事業をそのまま復活しました、というような作りこみが良いのかどうかは、検討の余地はある。ただ、当座困っている事業については、できるだけ早く、時間的に猶予がもてる事業については来年度の当初から、というような作り方は可能だ。

会 長：どなたかご意見はあるか。

委 員 A：今回の9つの事業を廃止するにあたって、村から新たに必要なものを作っていく必要があると考えている、と最初の報告のときに話があったが、その時点で、村のどんなイメージでどんな制度を作っていこうと考えていたのかを教えていただきたい。

副 村 長：それは前回の説明の時のことか。

委 員 A：最初の報告の時に、今回廃止するが、別な形で補助が必要であれば村は作っていく予定だ、というような回答をいただいたが、その時点で何かしら案があったのではないか。

副 村 長：具体的な案をもっていた訳ではない。ただ、皆様からのご意見を聞くということ、そこが抜けていたというご指摘がありましたので、そこは一緒になって考えていきましょう、本当に必要なものを考えていきましょう、というスタンスだったので、そこについては具体的なものがあつた訳ではない。

委 員 A：ありがとうございます。

会 長：他にご意見ある方はいますか。

委 員 B：要綱を作るというのは大変なことで、私たちのイメージとしては、これはちょっと時間がかかるのかな、と思うが、段取りとしては、委員会を作って、まずは審議をするという感じか。それとも、要綱というのは、事業の必要性を盛り込むことと理解してよいか。

副 村 長：まず、皆様にとって、こういったものが真に必要なのかということ、意見を貰いながら村の職員の方で、そこはこういう問題があるのではないか、こうした方が良いのではないかと、という議論を重ねながら制度を作っていくという意味だ。

委 員 B：それには、一定の時間はかかるのかなと思う。

副 村 長：一定の時間はかかると思う。皆様の協力を得ながら、本当に協力を貰わないとできないものだ。

委 員 B：私たちも言った以上は協力しなければいけないと思う。日常業務もきちんとやっていかなければいけないと思っているので、責任は重いなと思って伺っている。

会 長：委員 C さんどうぞ。

委 員 C：副村長さんのご説明をいただいて、なるほど、ということは感じたが、補正予算で新規案を考案して良いと、私たち委員はご説明いただいたが、それでは、9つの事業をそもそも廃止しなければよかったのではないかと、ということになる。4回の補正予算の間に、廃止した9つの事業が必要なら順番に決めて良い、というお話しでは、なんで廃止したのだらうと疑問に思う。

また、協議会の場に、副村長さんがわざわざ来て下さるという大事になってしまった障がい福祉課の職員の皆さんに、最後なのでご意見いただけたらと思うが、まずは副村長さんお願いできますか。

副 村 長：初めの質問ですが、廃止した事業をそのままそっくり復活させるのかどうか、というのは現時点では何とも言えない。廃止した理由を担当課の方でも持っていると思うので、話し合いの中で、お互いに妥協点を見つけていくのかと思う。次に、障がい福祉課がこのような状態になったことに対してどう思うかということだが、障がい福祉課の問題ということよりも最終的には村の決定したものですので、私の方が代表してそこは答えていきたいと思う。それから、人事異動の内示が23日に出ており、伊藤課長、佐々木補佐、小池係長が異動ということで、明日からは新しい職員が配置されることになる。

会 長：私たちは協議会に属していますが、大貫委員は家族会、私は親の会の代表をさせてもらっている。協議会はたくさんのメンバーがいるので、意見を一致させるのは難しかったため、2月17日か18日頃に廃止の通

知が送られてきたことについて、家族会と親の会で議会の方に請願書を用意した。3月10日と11日に、議会の傍聴に行ってきた。廃止のプロセスや理由があいまいであることや、廃止後の反響はどうだったのか、という質問が出ていた。また、3月11日のみすずの会から質問されたあとに、有賀委員と大貫委員と一緒に請願書の説明に行ってきた。そこで、請願書というのは、議会開始5日前の2月26日に提出しなければいけないとわかった。廃止事業の全容が分かったのが2月17日頃だったので、どうにも請願書の提出が間に合わない状況だった。「新政とうかい」に呼ばれて、色々な状況をお話したところ、まだ予算が終わっていないから、できることがあるかもしれないので待ってほしいと言われた。そのあと、村長にお会いして、陳情書を提出したときに、その状況をお話した。村長は、もう予算がないからどうにもならないとおっしゃっていた。議会の方で考えてくれているということで、何かあるのかな、と待っていた。3月25日に、この件について新聞の記事に掲載された。3月26日に、新政とうかいから、請願書の相談したことについてお話をしたいということで伺った。付帯決議としてできるということでお話をしてきたので、我々当事者の方も一生懸命頑張ったが、結局は、26日までに請願書を提出しなければいけないとか、審議できたとしても多数決で決まってしまう、とか、要するに正しいか正しくないかは裁判所が決めると副村長さんがおっしゃっていたので、理不尽だなという感じは思っていたところだ。そういうことがあったということの報告だ。議会の方では、協力するから、ということだったので、何とか皆さんとも協力してやっていけたら良いのかな、と私の感じているところだ。

皆さんも何かありますか。

委員L：新しい制度を作成するために、時間ももたないないので、私たちはどのようにやっていったら良いのかを考えて行けたら良いと思う。

副村長：職員も先ほどお話したように、新年度は課長から入れ替わってしまうので、新しい職員にこの状況を話しているが、新しい職員には早急に検討を進めるようにと言っているところだ。お願いしたいのは、協議会委員の皆さん全員と一緒に毎回やるというのは現実的ではないので、この中に策定検討委員会のような少数で話し合いながら進める下部組織のようなものを作っただけだと非常にありがたいと思っている。その中で、職員と意見を出し合いながら検討を進めていき、ある程度のものができたところで、全体会に諮って意見をもらい、再度検討を進めていくという進め方をしては良いかなと考えている。

会 長：何が一番大事なのかというのは、我々で決めてしまっても良いのか。

副 村 長：最終的に決めるのは村になると思うが、意見を伺うということは障害者基本法の中で謳っているもので、意見をいただく方法として、下部組織を作って職員と一緒にやっていくという、企画段階から入ってもらえれば助かります、ということだ。

会 長：いまのご意見に何かあるか。

委 員 A：新しいものを作って、それが通ったとして、そこからの支給ということではよろしいか。

副 村 長：基本はそうなると思うが、作りこみ次第だ。遡及適用するのかという話だと思うが、議会が協力してくれるというのであれば、議会が通るかどうかが一番になる。

委 員 A：その可能性はあるのか。

副 村 長：そこは（議会に諮ってみないと）わからない。

委 員 A：助成制度がなくなってしまう期間が出てくるということが、当事者にとっては一番不安だ。現時点では、当事者の方に何かしら利益が与えられるものが考えられないので、できる限りスムーズに新しいものを作り上げて遡及ができるのであれば、そのように作り上げられていけたら良いのではないかと思う。

会 長：新しいものを作っていくというお話ですが、有賀委員から、助成がなくなったことで、ひきこもりの方が出ないのか、というお話もあったが、助成金がなくなった方への救済はどのようなことが考えられるか。

副 村 長：現実的に支給するものとしてはない。借りる制度としては、社協の小口資金もある。単純に支給ということになると、なかなか難しい。

委 員 D：今すぐにはなかなか難しいということのようですが、なくなってしまうということが当事者にとって一番大変なことだと思うが、たとえば、廃止の延期というのはないのか。もしあれば、そういうことができるのではないかと思うが。

副 村 長：事業自体は予算の裏付けがあって成り立つもので、その事業に必要とさ

れる予算が入っていない予算で26日に可決されている状況にあるので、事業廃止の延期ということは難しい。現状では、次のものを早く作って議会を通す作業になる。

委員B：新たな方法として事業を作る，ということだが，議員さんがお話をされたことを聞いて，本当にそれしか方法がないのか。

副村長：議員さんが，どういう方法を考えてそれを言ったのか分からないが，現実問題として，費用が入っていない予算書を説明しているものに対して，我々が予算をつけられるものではない。

委員E：議会を傍聴させていただいて，福祉部長さんと村長が，新しいものを必ずおつくりしますお約束します，とおっしゃっていて，今日は代替えとなるものが聞けると思って参加した。廃止するときは，ぱっぱとやって，今から何かを決めるときは皆様のご意見というのはいかがなものか。9つの事業は，障がい特性によって受けられるものが違う。何が早ければ良いのか，ゆっくりでも良いのか，それは本人が一番持っている苦しいところだ。それを早いうちに会議して，6月9月議会に間に合うのか，というのは他人事のような。必ずやりますと議会でおっしゃったのはなんだったのか，と思って聞かせていただいた。断ち切るのではなく，新しいものが決まるまでは現状を維持するという方向を何とか考えていただければと思う。

委員A：ひきこもりというのは，精神疾患の方にとって，1日2日マイナスのことしか考えられなくなってくる。この事業を利用していただ方の中で，自殺を考えてしまう方がいるかもしれない。そのとき，誰が責任をとるのか，という話だ。ご家族が村を訴えれば良いじゃないかというかもしれないが，それでは，あのとき私たち協議会のメンバーが無くさないでほしい，補正予算をだすまでの延期してほしい，大した予算じゃないって議員もいるのになぜ賄えなかったのか，とみんな思うはずだ。村の職員さんは定期的に給料が入ります。しかし，当事者の人は定額をもらっている人はほとんどいません。障がい者は生産性が低いから，と思うかもしれませんが。でもそういう問題ではない。それがいまの日本国だ。東海村の助成事業はとても素晴らしいことだった。それを廃止します，でも次のものはない，という問題ではない。当事者の方々はどうやって生活すれば良いのか。コロナだからひきこもっていれば良いという問題ではない。その辺のことをご意見いただけるか。

副村長：確かに，もっと前に意見を伺っていくべきであったと真摯に反省しなく

てはならないことだと思っている。廃止することを説明して議会で議決されている予算について、現時点でそれと同じものをつなぎでやれということは状況的に難しい。できるだけ早く新しいものを作っていただきたいという思いだ。

会 長：助成事業なので、どうしてもお金ということになるが、いつまでたっても平行線ではどうにもならない。有賀委員がおっしゃったように、ひきこもりであるとか、助成金がなくて不都合を感じている人について、手当てをしていくのはどうか。たとえば、相談支援専門員が付いていて事業所へ通っている方で、事業所にお声をかけて状況を把握していくなど、心のケアができれば良いのかと思うが、お金の問題だから聞いてもしょうがないのかな、とも思うが、聞いてもらうということはできないのか。

志賀職員：会長がおっしゃったのは、有賀委員からのご指摘をうけて、事業廃止に伴い危機的な状況の人がいるかもしれないので、限りなくそういう状況を防止するために、村が対象者の情報を持っていることから、相談支援専門員の協力を得たりしながら、リスクのある方の安否確認をしながら、情報把握ができないか、という質問でよろしいか。

会 長：そうだ。

副 村 長：それは仕事としてやっていかなければならないことだ。

志賀職員：廃止に伴う影響があるということは、窓口で相談している中で承知していることだが、どこまでを確認するのかという議論の余地は残るかと思う。今回、行政として決定したことだが、そういった部分についても相談支援専門員のネットワークや連携体制を持って、基幹相談支援センターの中で、率先して取り組みたいと考えているところだ。

会 長：お金にはならないが、話を聞くと違うのか。

志賀職員：救済対応という面での議論だが、副村長の説明としては、行政の仕組みとして予算としてはなす術はないということだが、実務対応の中でできることはあるのではないかと思う。

会 長：障がいに区別というのはどうなのか、ということはあるが、精神障がいの方に手厚くやっていかないと大変なんじゃないかと思っている。お金は出せないが、話は聞けるということなのか。

委員 A：精神障がい者の方は、自分から困ったから助けてくださいという方はとても少ない。「お金がないからあなたの話を聞きに来ました、困ったことはありますか」、と言っても「(困ったことは)ありません」、となる。特性を知った上で廃止をしなければならなかった。精神障がい者の方は家庭の問題にも関わってくると思う。

委員 A：村の予算というのは、福祉課だけの予算ではないはずだ。年間のお金を代替えさせてもらうということはできないのか。

副村長：他課の予算であるとか、ほかの予算を使うということは、制度としてできないものではない。しかし、分類整理をしてあるので、社会福祉費の中でしか動かせない。ほかの部門のお金を使うとなると、補正予算を組んで議会に出さなければならない。

委員 F：言うに言えない立場の人たちに、大変なことをしてくれたなと思う。面と向かって言えない人たちだ。こういう結果になってしまって、本人たちにどういう風にお話しするのかと、ずっと考えていた。予備費を流用することはできないのか。当事者はどこにも行けない。交通費というのは大した金額ではないが、これが励みになっていた。村の方はどう考えていたのかと親の立場としては思う。本人たちに説明の上で自殺者が出なければ良いと思う。

副村長：最悪の事態を招かないように我々も危惧するところではある。予備費はあるが、議会を通すにあたって、こういった廃止をするにあたり、各党派に説明し、議会に入っていない予算を議決いただいた。入っていない予算を議決いただいたので、それを予備費に入れて実施しますから、というのは議会に対しての説明がつかないのではないかと。「大したことないから」と議員さん個人で言っているかもしれないが、議場の場できちんと通らなければ難しいのではないかと。新しいものを作るにしても、同じ交通費であるとか給付事業をやるにしても、違う見せ方の工夫をしながら本当に必要なものを制度として作らなければ、というふうに思う。

委員 G：一つ一つの廃止事業を見たときに、これを決めた当初はどのような理由で廃止を決めたのかお聞きしたい。福祉課の方たちは、廃止した事業が困窮している方の助けになっている、という思いに至らなかったのかなとすごく悲しく思う。

会長：前回と前々回と理由を聞いてきて、今回、副村長がいらして、新しい制

度でやっていきましょうという話かと思ったら、そうではない。何か意見を言いたい方はお話しいただき、今後につないでいく時間にしていかなければならないが、いかがか。

委員 H：平成30年度に事業実績がありながら、どうして廃止にしなければならないのか。もう一度説明を受けたいと思う。実績が0件という事業はない。何か方法があるのではないかと期待していた。これだけの事業を終了となったのは、どのような理由なのかと思う。

副 村 長：我々は皆さんに丸投げするわけではないです。村が最終的に決めることにはなりますが、我々も汗をかいて決めていきたいと、それだけは理解していただきたい。

伊藤課長：廃止の理由ですが、これまでも説明してきた内容をもう一度説明させていただきたいと思う。

会 長：廃止理由の文言の読み合わせではなく、課長はどういったお気持ちでこういうことをなされたのか、ということが率直な気持ちだ。どこまで行っても平行線の話で、どこまでいっても交わらない。皆さんよく読み込んでいると思うので、その説明はもう結構だ。

委員 A：福祉に対してのご意見や今後の計画をお聞かせ願えますか。事業計画を立てていると思いますが、教えていただけますか。

副 村 長：障害者プランは来年度で終わると思うので、来年度については、前回の評価を踏まえて新たに作っていくことになる。皆さんの意見をいただきながら、新たなものを作っていきたい。

委員 A：キャッチフレーズだけでも伺いたかった。障害者プランは目を通してあるので把握はしているが、東海村として、こういうことが起こったので、新たに何か計画しているのかと思い、聞かせていただいた。一人一人のニーズを知ることは大事だが、協議会で一人一人を訪ねるわけにはいかないので、廃止の通知文を送付した人は把握していると思うので、その方に聞いていただき、どのような制度があったら良いか、ということを持ち寄っていただけると有難い。

会 長：建設的なご意見をありがとうございます。障がい福祉課が基幹相談支援センターになっている。どのような方が配置されているかによって、どれだけ相談者の相談をくみ取れているのか。役場の方が全員訓練を受けて

いる方ばかりではないと思うが、面接基本のプログラムを職員研修の中に入れていくというのはいかがか？基幹相談支援センターの役割を明確にして、医師や病院でも初期対応をして振り分けるという、力量のある職員を配置していただきたい。

副 村 長：役場全体の職員研修ですが、新規採用研修の以外で障がい者に関する研修が必要ではないかという話を受けている。こういった形になるのか、研修制度で人事の方には研修計画の中に入れるように検討してくれるよう話はしている。障がい福祉課には、そういった職員を配置するように、ということで、資格をもった職員の採用に努めている。なかなか、確保できないという現状であり、障害の方に精通していない職員も事務方として配置されますので、障がい福祉課でどのように障害の方に精通したプロパーとして育てて行けるかは検討課題として考えていきたい。

会 長：他に何か意見はあるか。

委 員 D：助成制度の廃止を受けて、事業所に来た人が実際にいる。その人をイメージしながら、新しい制度ができたときに、説明ができるのかな、という思いがある。その方は前向きに通所しているので、その方に寄り添いながら新しいもの考えていけたらと思う。

委 員 I：社協の貸付でつなぐという話もあったが、村でも貸付はないのか。一時的に無利子で貸し付けはするが、議案が通った段階で返済していくシステムとか、そういう動きも考えられたら良いのかと思いお聞きした。

副 村 長：村において、そのような融資制度は現在ない。村行政の予算執行の大前提として、予算の裏付けのない事業はできない。予算を伴う補助事業であっても、予算を確保してからではないとできない。予算の支出を伴うような補助制度であっても、お気持ちは分かるが難しいところだ。

委 員 I：社協の事業と協力し合うことは可能か？つなぎの間の、たとえば交通費であれば、月いくら分を借りるなどだ。

副 村 長：こういった支援制度を作るのかですから、そういうものも制度としては可能だと思う。

委 員 J：村在住の患者様の中でも、この事業を受けていた方がおり、精神面で状態が不安定な方がいるが、面談をしてお話を伺う中で落ち着いてきた。精神障がいは、目に見えないもので、ちょっとした一言が響いてしまう

など、繊細な方がいるので、制度というところでは正論だと思うが、患者様にとっては生活の一部になっているところであるので、患者様の生活の一部として使っていける制度やサービスでなければいけないと思う。廃止のお話を伺う中で、9つの助成金が、これまで村の患者様の生活の支えになっていたのではないかと思います。地域ではない病院の目線から、患者様のご意見も聞かせていただき、当事者の方の声として載せていけるように尽力していきたい。

会 長：ご尽力いただけるということで、よろしくお願いします。

委 員 K：利用者さんの意見を伺うにしても、開かれた窓口を心がけていただきたい。

会 長：今の窓口のこともだが、1回目の協議会でも言わせていただいたが、閉ざされた窓口に悲しくなる。お考えがあってされたことでしょうか、障がい者支援を考えていただければ、どこでもお話を聞いていただけること、基幹相談支援センターを設置しているということですから、副村長からも何とかしろ、と言っていたらありがたいと思う。

副 村 長：まだまだ足りないところがあることを痛感していますし、反省しなければいけないと思っている。開かれた窓口ということではありますが、そこは引き続き新しい職員の方にも伝えていきたい。

会 長：ほかにご意見はありますか。時間も過ぎておりますのでお開きということでよろしいか。事務局から何かあるか。

副 村 長：今後の展開の話ですが、協議会のメンバーの中から専門部会を組織させていただきたいと思う。実施方法については、職員と会長とですすめさせていただいてよろしいか。

志賀職員：これまでも、事務局側と会長・副会長とで事務局会議を開催させていただいていたが、4月以降も、その機会をいただき、その結果を皆様にお知らせさせていただく方法という形でよろしいか。

会 長：今のご提案でよろしいか。皆さんと協力して一日も早く障がいのある方の生活を支える、生きるすべを皆さんで取り組んでいくということでもよろしいか。はい、ありがとうございます。

志賀職員：議事はこれで終了とさせていただきます。たくさんのご意見ありがとうございます。

いました。それでは、これをもって第4回東海村障がい者総合支援協議会を終了したい。

4 その他

なし

5 閉会（18：20）

以上